

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 4 月 12 日（火）第3203号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 4
- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力の停止（介護福祉課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力の停止（介護福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 6
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 7
- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の廃止（警務課取扱い） 7

公 安 委 員 会 告 示

警 察 本 部 告 示

告 示

鹿児島県告示第432号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市，阿久根市，指宿市，日置市，志布志市，南九州市，大崎町，東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成28年 5 月 10 日から同年 6 月 27 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け，又は受けるおそれがある樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成28年7月11日(月)までに、森林病虫害等駆除実施届出書(別記様式)を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林(伐採跡地を含む。)の面積 ヘクタール	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数 本又は株		樹木又は伐採木等の材積 立方メートル	
		種別	数量	単価	金額
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第433号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市，西之表市，薩摩川内市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，大崎町，東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成28年5月10日から同年6月27日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け，又は受けるおそれがある樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて，3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については，森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は，平成28年7月11日（月）までに，森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を，知事に提出しなければならない。

(3) 知事は，森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは，当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し，損失補償金を交付する。

(4) 知事は，3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し，又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき，行っても十分でないとき，又は行う見込みがないときは，当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は，(4)に掲げる措置を行った場合において，その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは，その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(6) 1の(1)の区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年月日から 年月日まで	人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町求名字上兎田987番 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第435号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町永野字永野ノ下4577番（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡和泊町大字国頭字白石572番1・572番5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			停止期間	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 きずな	鹿屋市上谷町 11211-1	社会福祉法人円 鏡福社会	鹿屋市西祓川町 376番地2	米永 新人	平成28年 4月1日 から同年 6月30日 まで	訪問介護

鹿児島県告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			停止期間	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

訪問介護事業所 きずな	鹿屋市上谷町 11211-1	社会福祉法人円 鏡福祉会	鹿屋市西祓川町 376番地2	米永 新人	平成28年 4月1日 から同年 6月30日 まで	介護予防 訪問介護
----------------	-------------------	-----------------	-------------------	-------	--------------------------------------	--------------

鹿児島県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
こもれば薬局	鹿児島市下荒田三丁目21-6	平成28年 4月1日	精神通院医療
村原薬局	南さつま市加世田村原一丁目7番8	平成28年 4月1日	精神通院医療
イオン薬局始良店	始良市西餅田264-1	平成28年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社花梨	鹿児島市武三丁目13-4黒木ビル303号	訪問看護ステーションかりん	鹿児島市武三丁目13-4黒木ビル303号	平成28年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第441号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
			変 更 前	変 更 後	
株式会社ウェルビーイング結愛 鹿児島市上荒田町10番地9-2F	訪問看護ステーションゆあ 鹿児島市上荒田町10番地9-2F	事業所の所在地	鹿児島市武三丁目2番18号	鹿児島市上荒田町10番地9-2F	精神通院医療

鹿児島地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

平成28年 4 月 12 日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談支援センターてんがらん	いちき串木野市 上名5050番地14	医療法人親貴会	いちき串木野市 東塩田町35番地	海江田正史	平成28年 4月1日	地域移行支援・地域定着支援

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第40号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年4月12日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR3×3EYESVA01	株式会社大都技研	6P0113
ぱちんこ遊技機	CR逆転裁判M4AY5	株式会社平和	5P1470
ぱちんこ遊技機	CRAJAWS2CQ	株式会社平和	6P0121
ぱちんこ遊技機	CR逆転裁判9AW	株式会社平和	6P0154
ぱちんこ遊技機	CRAガールズ&パンツァー9AS	株式会社平和	6P0166
ぱちんこ遊技機	CREヴァンゲリオン9Z	株式会社ビスティ	6P0156
回胴式遊技機	パチスロスーパー海物語IN沖縄2KK	株式会社三洋物産	6S0203

警察本部告示

鹿児島県警察本部告示第1号

平成27年12月11日鹿児島県警察本部告示第1号（簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報）は、平成28年4月12日限り廃止する。

平成28年4月12日

鹿児島県警察本部長 種部滋康